

未着手都市計画道路の見直し経緯と今後のスケジュール

平成
17
年
度
↓

平成17年度 「未着手都市計画道路の整備方針」の公表
平成18年度 「都市計画道路整備プログラム」の公表

平成
28
年
度
↓

平成27年度 「未着手都市計画道路の整備に関する懇談会」開催
市民アンケートの実施

6月 「都市計画道路整備プログラムの見直し方針」の公表

12月 「未着手都市計画道路の整備について(第2次整備プログラム)(案)」の公表
平成28年12月12日から平成29年1月20日にかけてパブリックコメントを実施し、市民意見の募集を行いました。

平
成
29
年
度
↓

今後整備する路線
次のような方法で地域の皆様のご意見をお聞きしながら、事業を進めます。
・事業実施に係る各種地元説明会等

今後整備しない路線
次のような方法で地域の皆様のご意見をお聞きしながら、合意形成を図ります。
・都市計画変更に係る地元説明会等

事業実施の流れ

現況測量・用地測量 → 物件調査・用地買収 → 工事の実施 → 都市計画道路の完成

都市計画の手続き

都市計画案の縦覧 → 意見書の提出 → 都市計画審議会 → 都市計画の変更

※この印刷物の地図の下図は、名古屋市都市計画基本図(平成22年度測量縮尺1/25,000)を使用したものである。

第2次整備プログラムについてのQ&A

Q. 第2次整備プログラムの公表によって、すぐに都市計画が変更されるのか。

A. 第2次整備プログラムにおける「路線別の見直しの方向性」に基づき、今後、必要な都市計画変更の手続きを行っていきたいと考えており、本プログラムの公表により直ちに現在の都市計画が変更されるものではありません。
都市計画変更にあたっては、地元説明会等において市の変更案を提案し、地域の皆様のご意見をお聞きしながら、合意形成を図っていきたいと考えています。

Q. 今後整備する路線は、いつ整備が始まるのか。

A. 本プログラムでは、今後整備する路線を「整備優先路線」と「計画存続路線」に分類し、基本的に「整備優先路線」は今後10年以内に、「計画存続路線」は今後10年以降の整備着手を目指していきたいと考えています。
事業実施にあたっては、各段階における地元説明会等において、地域の皆様のご意見をお聞きしながら、順次進めていきたいと考えています。

Q. 建築制限はどのように運用されるのか。

A. 都市計画道路の区域内での建築制限については、都市計画法(第53条・第54条)により、階数が2階以下で、主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造等の容易に移転、除去できるものであることといった制限が設けられており、基本的には「整備優先路線」以外の区域では3階建ての建築を許可する特例的な取り扱いを行っています。
特例的な取り扱いや制限の生じる範囲の詳細については、街路計画課までお問い合わせください。

第2次整備プログラムの詳しい内容について

下記の場所でご覧いただけます。

- ・名古屋市住宅都市局都市計画部街路計画課
- ・名古屋市緑政土木局道路建設部道路建設課
- ・名古屋市公式ウェブサイト

問い合わせ先：名古屋市住宅都市局都市計画部街路計画課
〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
TEL:052-972-2721(ダイヤルイン) FAX:052-972-4164
メールアドレス:a2721@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp